

国家公務員法等の一部を改正する法律

第一条～第三条（略）

（検察庁法の一部改正）

第四条 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の六項を加える。

法務大臣は、検事正の職にある検事が年齢六十三年に達したときは、他の職に補するものとする。

法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則（以下この条において単に「準則」という。）で定める事由があると認めるときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該検事を引き続き当該検事が年齢六十三年に達したときに占めていた職を占めたまま勤務させることができる。

閣議予定日
-2.3.-6
第二部

(下審査)

むか(1)

法務大臣は、前項又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるときは、準則で定めるところにより、延長した期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内（その範囲内に第二十二条第一項に規定する退官すべき期日がある検事にあつては、延長した期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内）で期限を延長することができる。

法務大臣は、前二項の規定により検事正として勤務させる期限を延長した検事については、当該期限の翌日に他の職に補するものとする。ただし、第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の七第一項の規定により当該検事を定年に達したときに占めていた職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

第二項から前項までに定めるもののほか、第二項及び前項の規定により他の職に補することに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職に補することに關し必要な事項並びに第三項及び第四項の規定による年齢六十三年に達したときに占めていた職を占めたまま勤務すべき期限の延長に關し必要な事項は、準則で定める。

法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができない。

第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第八項」に改める。

第二十条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいづれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の二項を加える。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に」を削り、同条に次の二項を加える。

検事総長、次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条

第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日ににおいて管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した職員であつて、定年に達した日において次長検事又は検事長として勤務している職員については、これらの規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとし、同条第二項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則で」とあるのは「内閣が」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当

該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日(検察官法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する次長検事又は検事長にあつては、年齢が六十三年に達した日)」として、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

検事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間(これららの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察官法第九条第三項又は第四項(これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職を占める職員については、同法第九条第三項又は第四項の規

定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて法務大臣が定める準則（以下単に「準則」という。）で定める場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日^{（同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員につては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事につては、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。}。

次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、当該次長

とにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めると
きは、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で
期限を定め、当該次長検事又は検事長を引き続き年齢六十三年に達したときに占めていた官及び職を占
めたまま勤務させることができる。

内閣は、前項又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き
あると認めるときは、内閣の定めるところにより、延長した期限の翌日から起算して一年を超えない範
囲内（その範囲内に第一項に規定する退官すべき期日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した
期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内）で期限を延長することができる。

内閣は、前二項の規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した次長検事又は検事
長について、当該期限の翌日に検事に任命するものとする。ただし、第二項の規定により読み替えて適
用する国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により当該次長検事又は検事長を当該次長検事又は検
事長が定年に達したときに占めていた官及び職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、こ
の限りでない。

第四項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による検事への任命を行うに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の検事へ任命することに關し必要な事項は法務大臣が定める準則で、第五項及び第六項に定めるもののほか、これらの規定による年齢六十三年に達したときに占めていた官及び職を占めたまま勤務すべき期限の延長に關し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、「乃至第二十条」を「から第二十条の二まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条」に、「（昭和二十一年法律第百二十号）附則第十三条」を「附則第四条」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用に

ついては、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六

十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第五条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九条」を「附則第三条」に改める。

第五条を附則第一条とし、第六条及び第七条を削る。

第八条中「の如何なる」を「（昭和二十二年法律第二百二十号）のいかなる」に改め、同条を附則第二条とし、第九条を附則第三条とし、第十条を附則第四条とする。

附則に次の二条を加える。

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 2 檢察庁法第二十二条第四項又は第七項本文の規定により検事に任命された者（第三条第一項に規定する準則（次項において単に「準則」という。）で定める者を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定によりその者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と特定日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察庁法第二十五条中「前三条」とあるのは「前三条又は検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

第六条～第十条 （略）

附 則

第一条 （略）

（実施のための準備等）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 第四条の規定による改正後の検察庁法（以下「新検察庁法」という。）の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5～7 （略）

第三条 (略)

2～4 (略)

5 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 檢事総長、次長検事又は検事長に対する前項の規定の適用については、同項中「新国家公務員法第八十

一条の七第一項各号」とあるのは「新検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めることにより」と、同項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とするほか、この項の規定により読み替えて適用する前項の規定による勤務に関し必要な事項は、内閣が定める。

8 檢事又は副検事に対する第六項の規定の適用については、同項中「新国家公務員法第八十一条の七第一項各号」とあるのは「新検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「法務大臣が定める準則で定めることにより」と、同項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とするほか、この項の規定により読み替えて適用する第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、法務大臣が定める準則で定める。

9 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する

第六項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。

10 |
（略）

11 | 新検察庁法第九条第二項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項の規定は、施行日において第五項の規定により引き続き勤務している検事のうち検事正若しくは上席検察官の職にある職員又は同項の規定により引き続き次長検事若しくは検事長として勤務している職員には適用しない。

12 |
13 |
（略）

14 | 第五項から前項まで（第七項及び第八項を除く。）に定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

15 |
（略）

第四条～第十五条
（略）

（検討）

第十六条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その

他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官は定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、旧検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第十七条及び第十八条 （略）

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第十二項の項を削り、同表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削る。

第十七条の表第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項、第十一条及び第十七条第一

項第一号の項中「、第六条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に改める。

第二十四条の表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削り、同表第十九条の八第三項の項中「第十条の四」を「第八条第四項から第十一項まで、第十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「の定める」を「で定める」に改め、同表第六条第一項及び第二項、

第七条第二項、第十一条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項

の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に、「第四十四条の五第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された職員」に改め、同条第二項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された」に改め、同条第三項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の二第二項の規定により採用された」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出として「（施行期日）」を付し、附則に次の三条を加える。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え）

第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「」とする」と

あるいは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第一項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

第四条 （略）

第二十条～第二十八条 条 （略）

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則第三条」に改める。

第三十条及び第三十一条 （略）

（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六条」を「附則第四条」に改める。

附則第二条中「（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）」を削り、「第十条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。

第三十三条及び第三十四条 （略）

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十五条 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改める。

第三十六条 （略）